官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令（国土交通六八）　二
〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二二）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二三）　四
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二四）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一〇一五）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一〇一六）　五
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一〇一七）　五
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一〇一八）　六
〔その他告示〕
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（国土交通八五三）　六
○道路に関する件（中部地方整備局六〇）　六
〔国会事項〕
内閣　内閣法制局　内閣府　金融庁　最高裁判所　七
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（国土交通省）　八
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（同）　八
産　業
日本産業規格（経済産業省）　八
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（神奈川労働局最低工賃公示一）　九
国家試験
令和八年公認会計士試験論文式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一〇九）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一一〇）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、証票無効関係　一〇
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

省　令

○国土交通省令第六十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　法第十三条第一項第九号に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する業務に関する事項 十～十八　（略） （繰延収益（新幹線資産）） **第十条**　建設勘定においては、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第六条第一項に規定する営業主体に貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設（以下「新幹線鉄道施設」という。）に係る会計処理のため、貸借対照表の負債の部に繰延収益（新幹線資産）の勘定科目を設けて計算するものとする。この場合において、繰延収益（新幹線資産）は、新幹線鉄道施設に係る資産の減価償却費の額の一部を繰延収益（新幹線資産）戻入として損益計算書の収益に計上するものとする。 2　前項の計算は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額を繰延収益（新幹線資産）として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。 一　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　法第十三条第一項第九号に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務に関する事項 十～十八　（略） （新幹線資産見返負債） **第十条**　建設勘定においては、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第六条第一項に規定する営業主体に貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設（以下「新幹線鉄道施設」という。）に係る会計処理のため、貸借対照表の負債の部に新幹線資産見返負債の勘定科目を設けて計算するものとする。この場合において、新幹線資産見返負債は、新幹線鉄道施設に係る資産の減価償却費の額の一部を新幹線資産見返負債戻入として損益計算書の収益に計上するものとする。 2　前項の計算は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額を新幹線資産見返負債として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。 一　（略）
二　機構の新幹線鉄道に係る業務に係る繰延補助金等（資産）戻入、繰延負担金（資産）戻入及び繰延収益（新幹線資産）戻入の合計額 三・四　（略） **附　則** （特例業務勘定繰入金見返負債） **第四条**　（略） 2　前項の繰入金をもって新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還を行ったときは、当該債務の償還額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額し、繰延収益（新幹線資産）として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。 3・4　（略）	二　機構の新幹線鉄道に係る業務に係る資産見返交付金戻入、資産見返補助金戻入、資産見返負担金戻入及び新幹線資産見返負債戻入の合計額 三・四　（略） **附　則** （特例業務勘定繰入金見返負債） **第四条**　（略） 2　前項の繰入金をもって新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還を行ったときは、当該債務の償還額に相当する金額を、特例業務勘定繰入金見返負債に計上した金額から減額し、新幹線資産見返負債として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。 3・4　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第二十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十一日

財務大臣　片山さつき

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分とし、	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘と

同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分とする。

二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分九厘五毛
六年を超え七年以下	年二分五毛
七年を超え八年以下	年二分一厘五毛
八年を超え九年以下	年二分二厘五毛
九年を超え十年以下	年二分三厘五毛
十年を超え十一年以下	年二分四厘五毛
十一年を超え十二年以下	年二分五厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分六厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分七厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分八厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分九厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年三分
（削る）	（削る）

し、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分二厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘とする。

二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分九厘
五年を超え六年以下	年二分五毛
六年を超え七年以下	年二分一厘五毛
七年を超え八年以下	年二分二厘五毛
八年を超え九年以下	年二分三厘五毛
九年を超え十年以下	年二分四厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分五厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分六厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分七厘五毛
十四年を超え十五年以下	年二分八厘五毛
十五年を超え十七年以下	年二分九厘五毛
十七年を超え十八年以下	年三分五毛
十八年を超え二十五年以下	年三分一厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分九厘五毛
六年を超え七年以下	年二分五毛
七年を超え八年以下	年二分一厘五毛
八年を超え九年以下	年二分二厘五毛
九年を超え十年以下	年二分三厘五毛
十年を超え十一年以下	年二分四厘五毛
十一年を超え十二年以下	年二分五厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分六厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分七厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分八厘五毛

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするもの又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条に規定する構想適合事業者が同法第五十二条第三項に規定する権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転（その対象が人工林又は天然林改良林であるものに限る。）を受けるのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分九厘
五年を超え六年以下	年二分五毛
六年を超え七年以下	年二分一厘五毛
七年を超え八年以下	年二分二厘五毛
八年を超え九年以下	年二分三厘五毛
九年を超え十年以下	年二分四厘五毛
十年を超え十二年以下	年二分五厘五毛
十二年を超え十三年以下	年二分六厘五毛
十三年を超え十四年以下	年二分七厘五毛
十四年を超え十五年以下	年二分八厘五毛

十六年を超え十七年以下	年二分九厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年三分
（削る）	（削る）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十三号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十一日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・二五パーセントを超える場合は、年四・二五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・三五パーセントを超える場合は、年四・三五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十四号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十一日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

十五年を超え十七年以下	年二分九厘五毛
十七年を超え十八年以下	年三分五毛
十八年を超え三十五年以下	年三分一厘

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・二五パーセントを超える場合は、年四・二五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・三五パーセントを超える場合は、年四・三五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年三分以内となる資金にあっては、年四分二厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分一厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年三分一厘以内となる資金にあっては、年四分三厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千十六号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年三分
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分

改正前	
（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年三分一厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分一厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分一厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分一厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分一厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分一厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分一厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千十七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十一日　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分一厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十一日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○国土交通省告示第八百五十三号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百十四号の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（八）　（略） （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、村口　勝英、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、久保田和幸、飯田　剛	（一）～（八）　（略） （九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、吉田　正寿、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、久保田和幸、飯田　剛

附　則

この告示は、令和八年七月二十一日から施行する。

○中部地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十一日　　中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	亀山市関町沓掛字樋尻谷二一二番まで	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月二十一日

国会事項

衆議院

議案提出

七月十六日議員から提出した議案は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久外二名提出）
公職選挙法の一部を改正する法律案（古川元久外三名提出）
非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案（森ようすけ外三名提出）
自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（山岡達丸外十二名提出）

質問書転送

七月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問主意書
拉致被害者家族等への情報提供に関する質問主意書
三団体訪米に関する質問主意書
戦没者遺骨ＤＮＡ鑑定に関する質問主意書
拉致の可能性を排除できない三十数名に関する質問主意書
生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問主意書
氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問主意書

会議

七月十七日（金曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程

七月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十号
令和八年七月十七日（金曜日）
午前十時開議
第一　ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　国旗の損壊等の処罰に関する法律案（衆議院提出）
第五　電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　皇室典範等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

七月十六日議員から次の議案が提出された。

国の出資を通じた特定民間賃貸住宅の供給の促進を図るための措置に関する法律案（奥村祥大外一名発議）（参第二一号）

議案受領（予備審査）

七月十六日衆議院から次の議案が送付された。

賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出）（衆第三〇号）
賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出）（衆第三一号）
受託中小企業振興法の一部を改正する法律案（鈴木義弘外三名提出）（衆第三二号）
ものづくり基盤技術振興基本法の一部を改正する法律案（鈴木義弘外三名提出）（衆第三三号）
新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久外二名提出）（衆第三四号）
公職選挙法の一部を改正する法律案（古川元久外三名提出）（衆第三五号）
非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案（森ようすけ外三名提出）（衆第三六号）
自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（山岡達丸外十二名提出）（衆第三七号）

議案送付（予備審査）

七月十六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大外三名発議）
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（伊藤孝恵発議）
特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（奥村祥大外一名発議）
国の出資を通じた特定民間賃貸住宅の供給の促進を図るための措置に関する法律案（奥村祥大外一名発議）

質問主意書提出

七月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八一号）
国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八二号）
国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八三号）
第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八四号）
国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八五号）
陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問主意書（羽田次郎提出）（第九〇号）
帰化審査の厳格化に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第九一号）
在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第九二号）
関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問主意書（吉良よし子提出）（第九三号）
ペトリオットＰＡＣ－２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問主意書（辻元清美提出）（第九四号）
将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第九五号）
ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問主意書（石垣のりこ提出）（第九六号）

質問主意書転送

七月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

事業所税の課税団体の要件に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七一号）
高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七二号）
リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第七三号）
国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第七四号）
技術立国日本を支える人材育成に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第七五号）
原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七六号）
被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七七号）
「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七八号）
校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七九号）
持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第八〇号）
六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八一号）
国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八二号）
国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八三号）
第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八四号）
国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八五号）
ＰＦＩ手法による国立劇場の建て替えに関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八六号）
同志社国際高等学校の教育行為への文部科学省の対応に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八七号）
ずい道等建設労働者健康情報管理システムを活用したトンネルじん肺労働者の救済に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八八号）
パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第八九号）
陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問主意書（羽田次郎提出）（第九〇号）
帰化審査の厳格化に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第九一号）
在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第九二号）
関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問主意書（吉良よし子提出）（第九三号）
ペトリオットＰＡＣ－２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問主意書（辻元清美提出）（第九四号）
将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第九五号）
ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問主意書（石垣のりこ提出）（第九六号）

報告書提出

七月十六日委員長から次の報告書を提出した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（閣法第五八号）審査報告書
重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（閣法第四六号）審査報告書
種苗法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）審査報告書
国旗の損壊等の処罰に関する法律案（衆第一八号）審査報告書
電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）審査報告書
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）審査報告書
皇室典範等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）審査報告書

人事異動

内閣法制局

内閣法制局参事官（第三部）　永田　将一
財務省に出向させる
（財務省主税局税制第三課課長補佐兼主税局税制第三課審査室長）
財務事務官　田中　透
内閣法制局参事官（第三部）に昇任させる
内閣法制局参事官（第四部）　森　大輔
経済産業省に出向させる
（資源エネルギー庁電力・ガス事業部参事官（エネルギー制度改革担当）兼同庁長官官房エネルギー制度改革推進総合調整官兼電力・ガス事業部付兼電力・ガス事業部国際エネルギー市場制度調整官）
経済産業事務官　吉瀬　周作
内閣法制局参事官（第四部）に転任させる（以上七月二十一日）

内閣府

（金融庁総合政策局参事官）内閣府事務官　島崎　征夫
金融庁総合政策局審議官を命ずる
（金融庁総合政策局審議官兼公認会計士・監査審査会事務局長）同　野崎　英司
願により本官を免ずる（以上六月二十四日）

金融庁

（証券取引等監視委員会事務局長）内閣府事務官　齋藤　馨
兼ねて公認会計士・監査審査会事務局長を命ずる（六月二十四日）

最高裁判所

大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事　枚田　雅樹
広島地方裁判所判事補に補する
広島地方裁判所福山支部勤務を命ずる
兼ねて広島家庭裁判所判事補に補する
広島家庭裁判所福山支部勤務を命ずる
福山簡易裁判所判事に補する（七月十五日）

○官吏死亡
判事兼簡易裁判所判事水野有子は七月二日死亡
○定年退官
簡易裁判所判事田山三夫は七月十四日限り定年退官

簡易裁判所判事兼判事補に任命する
（東京地方裁判所判事）判事　松原　経正
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上七月十六日）

叙位・叙勲

○叙位

正三位に叙する
二橋　正弘

正四位に叙する
西崎　良知

正四位に叙する
小田島雄志
（防衛大学校名誉教授）
（広島大学名誉教授）

従四位に叙する（各通）
松原　宣是

従五位に叙する
小川　鉄次　佐藤　修
廣瀬　守　前村　和男
横山　敬一　渡邊　康已

正六位に叙する（各通）
天羽　宇市　石川　賢一
齋藤　隆　新宅　英彦
西村　久夫　松本　博

従六位に叙する（各通）
市川　旭　小池　安男
田村　寛　對馬　信一

正七位に叙する（各通）
原　英夫

従七位に叙する（各通）（以上六月八日）
（九州大学名誉教授）
神田　大輔
物部　博和

従四位に叙する（各通）
田口　忠男

正五位に叙する
太田　講陽　岡　政伸
手塚　眞　濱田　光則

正六位に叙する（各通）
伊藤　厚　今寺　研治
大原　政則　金子　家明
嵯峨　常信　下山　武紀
羽生　藤伍　伏間江健二
山口外志雄　山崎　孝

従六位に叙する（各通）
棚澤　頭　山田　勝
正七位に叙する（各通）
宇野　邦彦
小沼　正芳
田中　正雄
三杉　昌平
吉田　俊行

従七位に叙する（各通）（以上六月九日）
小戸森友明
藤田　英一

（岡山大学名誉教授）
正四位に叙する
本田　和男

正五位に叙する
安部　義和　小池　昌
従五位に叙する（各通）
飯守　康洋
松本　靖史

正六位に叙する（各通）
江藤　正　川口　弘一
寺地　義之　中尾庄二郎
安井　兼光　遊佐　誠

従六位に叙する（各通）
井上　亮二　金井　紀昭
正七位に叙する（各通）
菊地　征一

従七位に叙する（各通）（以上六月十日）
木村　翔

○叙勲

旭日中綬章を授ける（六月八日）
小田島雄志

旭日双光章を授ける（六月九日）
（広島大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
小川　鉄次　小池　安男
對馬　信一　松原　宣是

瑞宝双光章を授ける（各通）
澤田　浩二　田村　寛
船木　善良　柳　昭彦

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月八日）
（九州大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
今寺　研治　太田　講陽
小戸森友明　田中　正雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
藤田　英一　山崎　孝

瑞宝双光章を授ける（各通）
兼田　勝弘　山田　勝

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月九日）
山口　啓輔

瑞宝小綬章を授ける
江藤　正　江本　浩
花圓　清明　松本　靖史

瑞宝双光章を授ける（各通）
菊地　征一　白鳥　吉男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十日）
山口　啓輔
花圓　清明
松本　豊
鈴木　孝宜
三宅　素正
野川　昌利
白鳥　吉男
金子　家明
白藤　禮幸
山脇　成人
齋藤　隆
宮永　昭廣
原　英夫
岡　政伸
手塚　眞
金井　紀昭
三宅　素正

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の十一において準用する同法第七条の二第三項第三号の規定に基づき、次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の十五第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

(一) 登録年月日　令和八年七月二日
(二) 登録番号　操更講第一三八号
(三) 登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名又は名称及び住所
諏訪湖アクティビティ合同会社　長野県諏訪市大手二丁目一一番八号
(四) 登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
日本ボートライセンス講習センター長野
長野県諏訪市大手二丁目一一番八号

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の規定に基づき、次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する同規則第四条の二十二第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

(一) 登録年月日　令和八年七月二日
(二) 登録番号　操失講第一三八号
(三) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名又は名称及び住所
諏訪湖アクティビティ合同会社　長野県諏訪市大手二丁目一一番八号
(四) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
日本ボートライセンス講習センター長野
長野県諏訪市大手二丁目一一番八号

産　業

日本産業規格

令和８年７月21日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年７月21日

経済産業大臣　赤澤　亮正

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

鋼板に対する鋼製剛飛来物衝突における貫通限界速度及び貫通限界板厚の推定　G0955
（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）

鉄鉱石－銅定量方法－第１部：2，2’－ビキノリン吸光光度法　M8218－1

鉄鉱石－銅定量方法－第２部：原子吸光分析法　M8218－2

鉄鉱石－すず定量方法－第１部：ふっ化物抽出分離フェニルフルオロン吸光光度法　M8227－1

鉄鉱石－すず定量方法－第２部：ふっ化物抽出分離原子吸光分析法　M8227－2

改正された日本産業規格

硫酸マグネシウム七水和物（試薬）　K8995
（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）

鉄鉱石－鉛定量方法－鉄抽出分離原子吸光分析法　M8229

鉄鉱石－密度試験方法　M8717
（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

鉄鉱石－銅定量方法　M8218
（認定機関　一般社団法人日本鉄鋼連盟　申出）

鉄鉱石－すず定量方法　M8227

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

神奈川労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、神奈川県電気機械器具製造業最低工賃（平成30年神奈川労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年７月21日　　神奈川労働局長　宿里　明弘

神奈川県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　神奈川県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　　格	金　　額
シールド線	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	１本につき　１円48銭
リード線	端末加工（表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているリード線の一端について、内部の導線部分をよじり、はんだ付けすることをいう。）	10センチメートル以上の長さのリード線について行うもの	１か所につき　65銭
コネクター	差し（コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	１か所につき　75銭
		１芯のシールド線について行うもの	１か所につき　81銭
		２芯のシールド線について行うもの	１か所につき　85銭
	束線（コネクターに差し込み済みのリード線又はシールド線を整え、定められた位置で束線用バンド又はテープを用いて結束することをいう。）		１か所につき　２円23銭
電気部品（印刷回路基板に用いるものに限る）	足の曲げ	２本のリード線について行うもの	１個につき　１円59銭
	チューブ挿入（電気部品の足にビニールチューブを挿入することをいう。）	２個のチューブを挿入するもの	１個につき　１円62銭
印刷回路基板	部品差し	１本の端末について行うもの	１個につき　81銭
		２本のリード線について行うもの	１個につき　１円27銭
		３本のリード線について行うもの	１個につき　１円56銭

４　効力発生の日　令和８年８月20日

国家試験

令和８年公認会計士試験論文式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、令和８年８月21日、22日及び23日に施行する令和８年公認会計士試験論文式試験の試験場を、次のとおり公告する。

令和８年７月21日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

（管轄財務局等）	（試　験　場）
関東財務局	東京都千代田区神田三崎町１丁目３番２号　日本大学経済学部
近畿財務局	大阪市北区中之島５丁目３番51号　大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）
北海道財務局	北海道札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎
東北財務局	宮城県仙台市若林区卸町２丁目15番地の２　産業見本市会館サンフェスタ
東海財務局	愛知県名古屋市北区名城３丁目１番１号　愛知学院大学名城公園キャンパス
北陸財務局	石川県金沢市新神田４丁目３番10号　金沢新神田合同庁舎
中国財務局	広島県広島市中区幟町１番５号　叡啓大学
四国財務局	香川県高松市寿町２丁目４番20号　高松センタービル
九州財務局	熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎
福岡財務支局	福岡県福岡市博多区博多駅南４丁目２番10号　南近代ビル
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人泉代洋一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年７月21日　　岐阜地方法務局

証 票 無 効

租税条約等に基づく情報提供に関する質問検査章

令和７年７月10日交付　第併７―000000023号

園部税務署　財務事務官　豊田　和弘　名義分

令和７年12月22日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和８年７月21日　　国　税　庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３号

岐阜市早田栄町四丁目２０番地
清算株式会社　株式会社オデオン
代表者代表清算人　長谷川　佑美

１　決定年月日　令和８年７月３日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岐阜地方裁判所

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００１号

長野市鶴賀権堂町２３１２番１号
清算株式会社　シソーラス株式会社
代表清算人　　荒　井　雄　彦

１　決定年月日　令和８年７月３日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　利息・遅延損害金の免除

清算株式会社は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。

２　弁済の方法

（１）本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

（２）割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び免除

１　免除

協定債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。

２　新たな財産が発見された場合の弁済

（１）本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、清算株式会社は一般債権者に対し、一般債権者の各残元本額に応じて当該残額を按分弁済する。

（２）（１）による弁済を行った場合は、１に基づく免除は、新たにされた弁済の限度で（１）に基づく弁済時に遡って効力を失う。

以上

長野地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙・丁）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　八十七頁（号外第二十九号）

（丙）https://kraf.jp/

令和八年七月二十一日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

（甲）株式会社ＳＨＩＦＴ

代表取締役　丹下　大

東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号

（乙）株式会社ＳＨＩＦＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＹ

代表取締役　藤崎　将嗣

宮崎市老松二丁目二番二二号

（丙）株式会社クラフ

代表取締役　藤崎　将嗣

東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号

（丁）株式会社マスラボ

代表取締役　武井　寿彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十五日

掲載頁　七頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十五日

掲載頁　七頁

令和八年七月二十一日

東京都港区海岸二丁目七番七〇号

（甲）ヒビノスペーステック株式会社

代表取締役　勝又　康浩

東京都港区海岸二丁目七番七〇号

（乙）ヒビノイマジニアリング株式会社

代表取締役　小林　瑞夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十七日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月八日

掲載頁　一一一頁（号外第一〇三号）

令和八年七月二十一日

東京都新宿区新宿一丁目二四番一二号

（甲）ウミガメ株式会社

代表取締役　松下　勇介

大阪市淀川区西中島六丁目三番二四号Ｎ四一六号

（乙）株式会社ＡＤＡＭＡＳ

代表取締役　中西優里亜

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　六十六頁（号外第一四二号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十一日

東京都港区芝五丁目三六番四号札の辻スクエア九階

（甲）株式会社データワイズ

代表取締役　今田　隆秀

東京都渋谷区本町四丁目四三番一号高野ビル二〇三

（乙）株式会社ＤＷＨＤ

代表取締役　今田　隆秀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三日

掲載頁　七十六頁（号外第一二三号）

（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　五十一頁（号外第六十二号）

令和八年七月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号三菱ＵＦＪ信託銀行本店ビルＢ一階

（甲）株式会社ＡＢＣ　Ｃｏｏｋｉｎｇ　Ｓｔｕｄｉｏ

代表取締役　志村なるみ

東京都港区赤坂五丁目四番一二号

（乙）株式会社ＡＢＣ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　横井　啓之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十二日

掲載頁　一一二頁（号外第一三〇号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十一日

東京都中央区銀座四丁目一番先

（甲）エービーシーメンテナンス株式会社

代表取締役　石原　眞二

東京都港区赤坂五丁目四番一二号

（乙）さくら不動産株式会社

代表取締役　横井　啓之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/811692

令和八年七月二十一日

長野県北佐久郡軽井沢町追分一一九―一〇

（甲）株式会社ＷａｋｅｍａｎＬａｎｄ

代表取締役　船倉　裕作

長野県小諸市大字菱平字新城四八九番地一

（乙）合同会社Ｗａｋｅｍａｎ

代表社員　船倉　裕作

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　静岡新聞

掲載の日付　令和八年七月十四日

掲載頁　十二頁

令和八年七月二十一日

静岡県三島市安久九八番地

（甲）三島生コン株式会社

代表取締役　小野　大和

静岡県三島市谷田六〇番地の三

（乙）東海コンクリートポンプ株式会社

代表取締役　小野　大和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年五月二十九日に、乙の株主総会の承認決議は令和八年六月二十三日に終了しております。

また、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

なお、甲は合併と同時に商号をエクシオ・トータルサービス株式会社と変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://c-cubets.co.jp/

（乙）https://www.exeobs.jp

令和八年七月二十一日

愛知県北名古屋市法成寺松の木一八番地

（甲）株式会社シーキューブトータルサービス

代表取締役　杉山　弘一

東京都板橋区板橋四丁目四番一号

（乙）エクシオ物流サービス株式会社

代表取締役　鈴木　浩二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十一日

掲載頁　一三五頁（号外第一二九号）

令和八年七月二十一日

大阪府岸和田市春木若松町八番一〇号

（甲）株式会社大起

代表取締役　岩本　功

大阪府岸和田市春木若松町七番二二号

（乙）株式会社大起

代表取締役　岩本　功

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十一日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十八日

掲載頁　一二五頁（号外第九十九号）

令和八年七月二十一日

兵庫県神戸市中央区葺合町馬止一―一〇マジカルビル

（甲）魔法株式会社

代表取締役　箕作　孝行

兵庫県神戸市中央区葺合町馬止一―一〇マジカルビル

（乙）株式会社ベガサス

代表取締役　箕作　孝行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十日

掲載頁　一五一頁（号外第一五五号）

令和八年七月二十一日

東京都中央区八丁堀一丁目七番七号

（甲）株式会社泰平

代表取締役　長井　隆道

東京都中央区八丁堀一丁目七番七号

（乙）泰平商事株式会社

代表取締役　長井　隆慶

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在埼玉県比企郡滑川町大字羽尾三〇〇二番地二　名称ノア）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　長野日報

掲載の日付　令和八年七月九日

掲載頁　十五頁

（乙）掲載　福島民報

掲載の日付　令和八年七月九日

掲載頁　二十一頁

令和八年七月二十一日

長野県岡谷市長地権現町四丁目四番一号

（甲）株式会社ＡＴＨＲＥＥ　ＣＡＮＶＡＳ

代表取締役　呉本　成浩

福島県会津若松市上町八番三〇号

（乙）吉原産業株式会社

代表取締役　吉原　純哲

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アジアンダイニング（住所　東京都文京区水道二丁目五番一一号）に対して、当社の営む小肥羊渋谷店運営事業に関して有する権利義務の全部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://xfy.co.jp/

令和八年七月二十一日

東京都港区赤坂二丁目一一番二号

株式会社小肥羊ジャパン

代表取締役　永坂　禎教

令和八年七月二十一日

東京都中央区八丁堀一丁目七番七号

株式会社泰平

代表取締役　長井　隆道

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

千葉県松戸市二ツ木一一二番地の一ルネサンスアベニュー北小金二〇五号

合同会社藤原建設

代表社員　藤原　龍哉

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更します。異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月二十一日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号五階

ｂｐビジネスコンサルティング合同会社

代表社員　早川　芳也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月二十一日

東京都江東区佐賀一丁目一番六号

日本インフラ基盤本部合同会社

代表社員　町田　眞一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

東京都世田谷区成城七丁目一一番一四号

合同会社中村晋一郎事務所

代表社員　中村晋一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＩｓａｏ　Ｒｅｓｅａｒｃｈ　Ｉｎｓｔｉｔｕｔｅ株式会社とします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、当社の総社員の同意は令和八年七月十五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

東京都千代田区神保町一丁目七番三号

ＯＳＵ合同会社

代表社員　金丸　勲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

東京都台東区寿三丁目九番一号Ｇ．Ｐビルディング二Ｆ

ｗａｉｗａｉ合同会社

代表社員　山雄　和真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｎｉｐｐｏｎ　Ｇｒｏｕｐとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

東京都福生市大字福生八八二番二三号Ｋ×Ｋ二〇五号

ＡＳＵＫＡ合同会社

代表社員　レ　バン　アン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

東京都渋谷区恵比寿西一―一二―一四エイビスビル二階　ＧＲＦＪａｐａｎ合同会社

代表社員　中野　隆文

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十二日であり、組織変更後の商号はＦＳＫＫ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

長野県佐久市平賀五三七一番地一

芙蓉酒造協同組合

代表理事　依田　方伯

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

京都市南区吉祥院石原町一〇〇番地二

ＭＩＹＡＫＯ．ＳＳ合同会社

代表社員　杉山　繁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｄｅｃ．とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

大阪府大阪市東住吉区中野四丁目一二番二三号

合同会社Ｄｅｃ．

代表社員　樫根　伸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＰＲグループ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

大阪府豊中市緑丘一―三〇―五

Ｌｉｂｅｒｔｙ合同会社

代表社員　甲斐　理也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり組織変更後の商号は株式会社ARIA Partnersとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

大阪市都島区善源寺町一丁目五番五一号

スターリービル三Ｆ　合同会社Lumie

代表社員　川端　祐也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

福岡市博多区博多駅前四丁目二二番二五号

プロマネサポート合同会社

代表社員　西屋　尊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十六日

掲載頁　六十頁（号外第一三二号）

令和八年七月二十一日

東京都新宿区上落合二丁目一〇番一九号

株式会社ハニカム&ホップワークス

代表取締役　東　健太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三一五頁（号外第一〇〇号）

令和八年七月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸の内永楽ビルディング

ハウデングループジャパン株式会社

代表取締役　多田健太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三〇七頁（号外第一〇〇号）

令和八年七月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸の内永楽ビルディング

ハウデンブローカーズジャパン株式会社

代表取締役　相部　卓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二百五十万二千九百二十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　七十一頁（号外第二七七号）

令和八年七月二十一日

東京都渋谷区猿楽町二四番一号

モデラート株式会社

代表取締役　市原明日香

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千五百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

また、令和八年七月十七日から令和八年八月二十五日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合及び同期間内に新株予約権の全部又は一部が行使された場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し最終的な資本金の額を一億円とすることにいたしました。減少する資本金額の全額をその他資本剰余金とします。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://about.colorfulcast.com/kokoku

令和八年七月二十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号渋谷ヒカリエ三三Ｆ

カラフルキャスティング株式会社

代表取締役　松本　豊季

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

名古屋市瑞穂区内浜町八番一号

合同会社クリエイトゾーン

代表社員　李　斌

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://sadoshima.com/

令和八年七月二十一日

大阪市中央区島之内一丁目一六番一九号

株式会社佐渡島

代表取締役　佐渡島康平

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年九月一日を効力発生日とする東邦ラス工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十一日

東京都新宿区新小川町四番七号アオヤギビル

株式会社Ｗｅｌｌｅｘ

代表取締役　永井信太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円、資本準備金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十一日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社ＤＡＹＳＩＯ

代表取締役　山下　時彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千三百七十五万八千四百四十二円、資本準備金の額を一億二千百七十五万八千四百四十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/215091/announces

令和八年七月二十一日

東京都港区元麻布三丁目一〇番四号Ｒｅ―Ｆｌａｔ五〇三　株式会社ｒｅｃｒｉ

代表取締役　栗林　嶺

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千二万五千円、資本準備金の額を一億九千九百九十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千百五十五万三千二百十三円、資本準備金の額を二億二千百五十五万三千二百十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十五日

掲載頁　一二二頁（号外第二七三号）

令和八年七月二十一日

広島市中区八丁堀一一番八号

ＣＩＡ株式会社

代表取締役　長岡　秀樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年十月五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年七月二十一日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番四号

三井精機工業株式会社

代表取締役　那須要一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十一日

神奈川県横浜市中区相生町六丁目一〇四番

中村船具工業株式会社

代表取締役　中村　正和

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十一日

大阪市西区靭本町一丁目一二番六号

マツモト産業株式会社

代表取締役　釘貫　恭造

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である北野弘章が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号横浜ブルーアベニュー六階

ボイジャー・ワールドワイド・プライベート・リミテッド

日本における代表者　北野　弘章

定款変更につき株券提出公告

当社は、令和八年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を有する方は、株券提出日である令和八年八月二十二日までに当社にご提出ください。

なお、効力発生日は令和八年八月二十四日です。

令和八年七月二十一日

千葉市中央区出洲港七番二号

片岡産業株式会社

代表取締役　早迫　博光

定款変更につき通知公告並びに株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、令和八年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を有する方は、株券提出日である令和八年八月二十二日までに当社にご提出ください。

なお、効力発生日は令和八年八月二十四日です。

令和八年七月二十一日

千葉市中央区出洲港七番二号

片岡産業株式会社

代表取締役　早迫　博光

任意清算公告

当社は、令和八年七月十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

東京都大田区下丸子二丁目一六番三号

合資会社渡部製作所

代表社員　渡部　和能

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年六月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府大阪市北区中之島三丁目三番三号

株式会社旭ポリスライダー

規約型確定給付企業年金清算人　舩津　浩矢

訂正公告

令和八年七月十日（号外第一五五号）掲載の解散公告中、「代表清算人　長門　裕一」とあるは「代表清算人　長戸　裕一」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十一日

大阪市中央区天満橋京町一番二一号

株式会社ＣＥＮＴＲＥ　ＣＨＡＲＭ

代表清算人　長戸　裕一

訂正公告

令和八年四月二十七日（号外第九十八号）掲載の（甲）株式会社巳作電設、（乙）有限会社ケーブルサービスに係る合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の決算公告の資本金「200,000,000」とあるは「20,000,000」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十一日

扱店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二三			改正後欄	改正後欄
〃			六　留学する場合に準用する	六　留学する場合について準用する
二六			〃	〃
〃			〃	〃
〃			〃	〃
〃			三　専修学校	三　専門課程
〃			〃	〃
二七			改正前欄	改正前欄
〃			一　通信制の学科の	一　通信制の学科の
〃			一三　通信制の	一三　通信制の学科の
〃			〃	〃
〃			〃	〃
〃			〃	〃